



宮崎労働局 第14次 労働災害防止推進計画

2023年度～2027年度
(令和5年度～9年度)



計画が目指す社会

労働災害を少しでも減らし、

労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。

また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められます。

労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることを前提としつつも、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることに取り組んでいきます。

そして、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

8つの重点対策

高年齢労働者の
労働災害防止対策
の推進

労働者の作業行動に
起因する労働災害防止
対策の推進

自発的に安全衛生対策に
取り組むための
意識啓発

多様な働き方への対応
や外国人労働者等の労働
災害防止対策の推進

社会的に評価される環境整備

業種別の労働災害防止
対策の推進

林業、建設業、
陸上貨物運送事業、製造業

個人事業者等に対する
安全衛生対策の推進

労働者の健康確保対策
の推進

メンタルヘルス、過重労働、
産業保健活動

化学物質等による健康障
害防止対策の推進

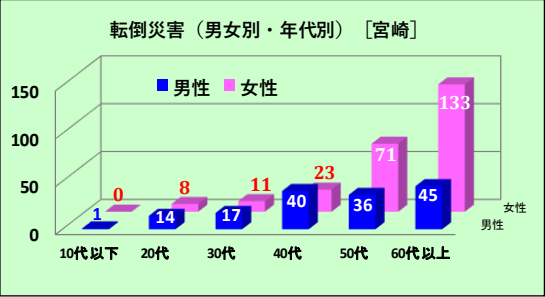
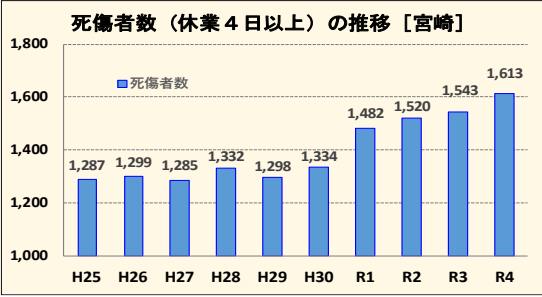
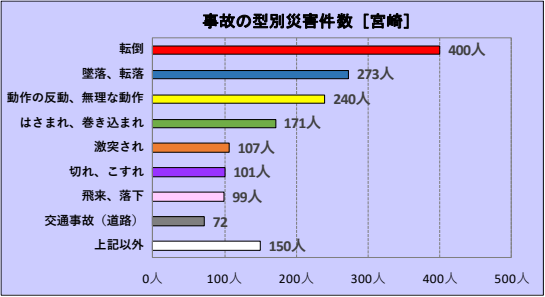
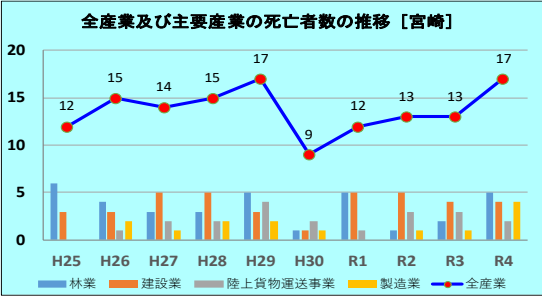
化学物質、石綿、粉じん
熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：2027年度までに30%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

第13次労働災害防止推進計画の取組み結果

(新型コロナウイルス感染症へのり患を除く) ※令和4年のデータは速報値



アウトプット指標

アウトカム指標

(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を20%以上増加する。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を増加させる。等

- ・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率を減少させる。等

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を20%以上増加する。

60歳代以上の死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語による視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を10%以上増加する。

外国人労働者の死傷年千人率を増加させない（全体平均以下を維持する）。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を20%以上増加する。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする。
- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を45%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする。

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を5%以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を15%以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる。
- ・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、15%以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を20%以上増加する。等

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。等

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる。等

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止推進計画期間以下とする。

注釈）「アウトプット指標」：本計画重点事項の進捗状況の把握を行うための指標

「アウトカム指標」：本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標